

第 7 回

富里市農業委員会議事録

令和元年 7 月 4 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第7回）

日 時 令和元年7月4日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

出席委員（6名）

2番 相 川 克 義

3番 細 野 明

4番 藤 崎 芳 久

5番 森 田 孝 子

6番 篠 原 茂 美

7番 伊 井 義 則

欠席委員（2名）

1番 篠 原 美 恵 子

8番 綿 貫 文 雄

◎開 会

議 長 これより令和元年第7回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中6名出席ですので、会議は成立しております。

(午後 1時25分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、細野 明君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

高須局長の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

高須局長

高須局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当は細野委員と森田委員です。

概要は、議案記載のとおりとなります。

審査会には権利者、義務者ともに出席できなかったため、事務局で権利者本人に聞き取り調査を行っております。

権利者と義務者は第3者の関係です。

申請の理由は、権利者は経営規模の拡大。義務者は高齢であり、後継者もないことからの経営規模の縮小です。

申請地は、十倉厚生園を右に見て、八街方面へ向かい、ティーエル・シーの手前を左折し400m進み、右折し50m行った左側に位置します。

現況は、農振農用地で、周辺も畑が広がっており、ジャガイモが作付けされておりました。

隣接地との境界は確定しており、進入路も市道で確保されています。

第3者の権利はありません。取得後は、人参、馬鈴薯を作付けするそうです。

次に、権利者の経営状況ですが、畑作中心で約310アール耕作し、人参、馬鈴薯を作っており、現在保有している農地はすべて耕作しているとのことでした。

世帯員は7人で、専業が4人、農機具一式を保有しております。

自宅から申請地までは5kmで、車を使って10分ぐらいなので通作が容易と認められます。

現在の営農状況からみて、取得後の営農について適正に行われると判断されます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見ありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に所有権移転2を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

相川委員

相川委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2の現地調査及び聞き取り調査の報告をします。担当委員は藤崎会長、私、相川です。

概要は議案書のとおりです。

審査会当日は、権利者、義務者ともに本人が出席しました。今回の所有権移転事由は、権利者は規模拡大です。義務者は会社を解散するためです。

申請地の位置は、両国方面よりJA東部出荷場の手前を右折し、第17分団機庫の先を進み、左折、右折をし500m進んだ所に位置します。

隣接地との境界は、くいがなかったので早急に境界ぐいを設置するよう指導しました。

申請地の現況は野菜等を収穫した跡が見られました。

営農状況は、畑130アールを耕作して主に人参を作っています。出荷先は山武野菜ネットワークです。労働力は専業で2人、雇用は3名。保有農機具は管理機2台、トラクター3台、人参収穫機を保有しております。

住所地から申請地までは5 kmで、車で10分ぐらいです。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について意見ありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 長 次に所有権移転3を議題とします。

篠原茂美委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原茂美委員

篠原(茂) 農地法第3条の聞き取り調査について報告します。

担当委員は高須局長、伊井委員、私、篠原です。

権利者 富里市 [REDACTED] さん、義務者 富里市七栄652-1 富里市。審査会出席者は代理人として [REDACTED] さんが出席されました。これは富里市に一任されています。

申請の理由、権利者は耕作用道路として利用するため。義務者は所有権移転錯誤のため、畑へ地目変更のうえ無償贈与。

申請地等について、議案記載のとおりです。

申請地の位置、両号四つ角を三区方面に向かい1 km進み右に入り、新井商店の100m先の左側に位置します。

申請地の状況、荒れていません。隣接地との境界は、境界ぐいにて確定しています。

売買価格ですが、昭和50年ごろに公衆用道路として贈与を受け、公図との誤りで道路の中と外を間違えていたため無償贈与するものとしています。

権利者の経営状態、農業経営者である。農業形態、畑作。営農状況、畑295アール。世帯員3人、専業3人。従農日数、農業3人が300日。

保有機械は、トラクター9台、軽四等一式そろっています。

現在の耕作状況、現在耕作している農地及び借りている農地は効率的に耕作されています。農業経営規模を縮小させる行為は行っていません。

権利取得後、住所地から申請地までの距離、自宅の前なので100mぐらい。耕作の一切を第三者へ委託する予定はありません。

以上から、効率的に利用されると認められます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見ありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。

細野委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

細野委員。

細野委員 議案第2号 使用貸借権設定1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。担当委員は森田委員と私、細野です。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。

権利者と義務者の関係は、祖父と孫夫婦の関係です。

審査会当日は、権利者と義務者双方の代理人、設計の担当者が委任状持参のうえ出席しました。

申請地の位置は、浩養小学校から八街方面に400m向かった先の信号を右折し、100m進んだ左側にあります。

申請地は第1種農地と判断しますが、農地転用は農家住宅の建築であり、申請地は集落に

接続しており、土地選定に合理的理由があると認められるので、農地法施行規則第33条第4号の規定により不許可の例外に該当します。

農振除外は、平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の状況は砂利が敷かれている状況でした。

転用の用途は、農家住宅です。概要は木造2階建て、建築面積は約90㎡です。

権利者は、現在の住まいはアパート住まいで家族5人、子ども3人もだんだん大きくなり狭いため本事業を計画。

土地選定理由は、申請地以外で利用可能な土地がなく、当該地は農地であるが、一番本計画に適しているためとのこと。

進入路の確保あり、隣接地との境界ぐいは設置されているとのこと。

事業に係る事業総額は、 円で、資金については、全額融資で、金融機関の融資に関する書面が添付されておりました。

第三者の権利はありません。

工期は9月から12月までの3ヶ月を予定。

他法令について、道路法関連については提出済みです。

事業区域内に農地以外の土地はなし、転用面積は適当と思われます。

周辺地権者への説明は、同一所有者のためありません。

土砂等の流出対策については、周囲にブロックを築くなど考えているとのこと。

土砂の搬入計画はなし。

工事期間中の防災計画については、特に計画書に記載がなかったので、何らかの対応を講じるよう指導しました。

ガス・粉じんの発生はなし。

排水計画について、雨水処理は宅地内浸透。雑排水の処理については、合併浄化槽を設置して県道側溝へ接続放流です。

日照・通風等による支障はないものと思われます。

なお、農業状況証明では、 は農業従事日数60日と示されています。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見等ありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、
現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は篠原茂美委員と高須局長と私、伊井です。

概要は議案のとおりです。

審査会当日は、権利者、義務者双方の代理人が委任状を持参のうえ、出席しました。代理人は、XXXXXXXXXXさんです。

申請地はパチンコモエをベイシア方面に向かい600mぐらい行った左側。第2種農地(b)に該当します。

農振除外は令和元年6月28日付けで除外です。選定理由は、土地の広さ、段差、金額等も含め、成田市隣接ですべての条件を満たせる今回の土地を選定したとのこと。

隣接地との境界は、境界ぐいがあり、進入路も確保されています。

転用の用途は、兼用住宅1棟140.17㎡です。

工期は許可後から4ヶ月を見込んでおります。

他法令の申請等の状況ですが、農地転用許可がおりてから提出するそうです。

飲用水は井戸水で、雨水の処理は浸透貯留槽で、雑排水の処理は下水道接続で流末の確保は側溝に流す、流末管理者と協議中です。

土砂等の流出対策は、現状の地番面より盛土を行わないため、隣地への土砂流出の問題はないとのこと。

工事期間中の防災計画は、工事中は建物周辺にネットフェンスを張り、ゴミ等飛散防止をするとのこと。

基礎コンクリート工事、建物組み立て時はガードマンを置き交通整理をするそうです。

周辺地権者へ事業の内容を説明し、理解を得ているそうです。

資力についてですが、事業に必要な資金を上回る額の金融機関の融資証明がついていました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見ありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、6月25日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の7ページに、3年新規、畑1筆、4,396平方メートル。次第の8ページに、10年新規、畑1筆、1,400平方メートル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号及び報告第2号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号及び報告第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号及び報告第2号についてご報告します。

まず、報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知についてですが、次第の9ページから11ページにかけて7件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてですが、次第の12ページに農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号及び報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等ないので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会いたします。

(午後 1時47分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員